

議案第37号

天理市消費生活センターに関する条例の制定について

天理市消費生活センターに関する条例を次のように制定しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市消費生活センターに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市消費生活センター	天理市川原城町605番地

(職員)

第3条 天理市消費生活センター（以下「センター」という。）には、センター長及び必要な職員を置くものとする。

(事務)

第4条 センターは、法第8条第2項に規定する次に掲げる事務を行う。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせん
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集及び住民への提供
- (4) 都道府県との消費者事故等の発生に関する情報の交換
- (5) 消費者安全の確保に関する関係機関との連絡調整
- (6) 前各号に掲げる事務に附帯する事務

(消費生活相談員の配置)

第5条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試

験に合格した者又は不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第6条 センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（研修）

第7条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（情報の安全管理）

第8条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。